

2020 年 10 月 1 日

吸収分割にかかる事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号および第 801 条第 3 項第 2 号
ならびに会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項)

神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目 6 番 1 号
株式会社ツクイホールディングス
代表取締役社長 CEO 津久井 宏

神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目 6 番 1 号
株式会社ツクイ
代表取締役社長 高橋 靖宏

株式会社ツクイホールディングス(2020 年 10 月 1 日付で「株式会社ツクイ」から商号変更しております。以下、「ツクイホールディングス」または「分割会社」といいます。)および株式会社ツクイ(2020 年 10 月 1 日付で「株式会社ツクイ分割準備会社」から商号変更しております。以下、「ツクイ」または「承継会社」といいます。)は、2020 年 5 月 22 日付で締結した吸収分割契約(以下、「本件吸収分割契約」といいます。)に基づき、2020 年 10 月 1 日を効力発生日として、ツクイホールディングスが営む一切の事業(但し、ツクイホールディングスがその株式を保有する子会社の事業活動に対する支配および管理に関する事業ならびにグループ運営に関する事業を除きます。以下、「本件事業」といいます。)をツクイへ承継させる吸収分割(以下、「本件吸収分割」といいます。)を実施しました。

本件吸収分割に関し、会社法第 791 条第 1 項第 1 号および第 801 条第 3 項第 2 号ならびに会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項は下記のとおりです。

記

1. 本件吸収分割が効力を生じた日(会社法施行規則第 189 条第 1 号)

2020 年 10 月 1 日

2. 分割会社における法定手続の経過(会社法施行規則第 189 条第 2 号)

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定(吸収分割の差止請求)に係る手続の経過

会社法第 784 条の 2 の規定に基づき、分割会社に対して本件吸収分割の差止請求を行った株主はいませんでした。

(2) 会社法第 785 条の規定（反対株主の株式買取請求）に係る手続の経過

分割会社は、会社法第 785 条第 3 項および社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定により、2020 年 9 月 10 日付で、分割会社の株主に対し、吸収分割を行う旨ならびに承継会社の商号および住所を電子公告により公告いたしました。が、会社法第 785 条第 1 項の規定に基づき、株式の買取請求を行った株主はいませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定（新株予約権買取請求）に係る手続の経過

分割会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定（債権者の異議）に係る手続の経過

本件吸収分割における分割会社から承継会社への一切の債務の承継は、本件吸収分割契約に基づき重疊的債務引受けの方法によるものであり、本件吸収分割後に分割会社に対して債務の履行を請求することができない分割会社の債権者は存在しないことから、当該手続は行っておりません。

3. 承継会社における法定手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定（吸収分割の差止請求）に係る手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定に基づき、承継会社に対して本件吸収分割の差止請求を行った株主はいませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定（反対株主の株式買取請求）に係る手続の経過

承継会社の唯一の株主であるツクイホールディングスは、会社法第 796 条第 1 項本文に規定する特別支配会社に該当するため、承継会社は、同法第 797 条第 3 項に基づく通知を行っておりません。

(3) 会社法第 799 条の規定（債権者の異議）に係る手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2020 年 8 月 28 日付の官報により、債権者に対して公告を行いました。が、債権者から異議の申述はありませんでした。なお、承継会社には、知れている債権者は存在しないため、承継会社は、知れている債権者に対する各別の催告を行っておりません。

4. 本件吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本件吸収分割の効力発生日である 2020 年 10 月 1 日をもって、分割会社から、本件吸収分割契約の定めに従い、本件事業に関して有する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を承継しました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）
2020 年 10 月 8 日をもって、変更の登記を行う予定です。
6. その他本件吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）
該当する事項はありません。

以 上